タピオカ	TAPIOCA	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　航海中、積載場所を通風しないこと。
尿素	UREA	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　航海中、積載場所を通風しないこと。 六　陸揚げ時はオーバーハングの形成を防止すること。 七　陸揚げ後、積載場所を十分に清掃し、洗い流すこと。
バーミキュライト［蛭石］	VERMICULITE	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 三　ビルジウェルは、貨物が流入することのないよう、覆うこと。 四　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。 五　船長は、貨物中の石綿の含有量が１％未満であることを確認すること。
白水晶	WHITE QUARTZ	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
ジルコンサンド	ZIRCONSAND	一　貨物を、可能な限り乾燥した状態に保つこと。 二　雨中において船積みをしないこと。 三　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　ビルジウェルは次に掲げる措置を講じること。 イ　清掃すること。 ロ　乾燥させること。 ハ　貨物が流入することのないよう、覆うこと。 六　貨物の粉じんが機関区域、居住区域に入ることを防止するための措置をとること。 七　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。

別表第１の次に次の１表を加える。

別表第２（第２条第２項及び第３項関係）

品　　名	積　載　の　方　法
粗い煉瓦屑	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
石	一　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 二　荷役装置の船体への接触又は貨物の落下により船体が損傷しないよう船積みすること。
鋳物廃砂	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 五　貨物の粉じんにさらされるおそれのある者は、保護眼鏡その他の身体を保護する保護装具を着用すること。
汚染土壌	一　降雨により、貨物の表層が沈降しやすくなった場合は、船積みしないこと。 二　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。
汚泥 （セメント原料）	一　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合においては、この限りでない。 イ　貨物の水分が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分が運送許容水分値を超えるおそれがない場合。 ロ　積載場所の全ての貨物を陸揚げする場合。 二　船積み中、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 三　貨物が、液状化のおそれがないことを確認すること。 四　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。